

■ 産業廃棄物収集運搬業

都道府県名	許可番号	対象となる産業廃棄物の種類																								
		燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動植物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	鋳さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ばいじん	政令第2条第13号に規定の産業廃棄物	自動車等破砕物	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物	水銀含有ばいじん等	
山形県	00615005998	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	○		◎			◎	◎	◎
青森県	00201005998	○	○				○								○					○						
秋田県	00505005998	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○									
岩手県	00300005998	○	○				○								○					○						
宮城県	00400005998	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○					
新潟県	01509005998	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○						

【 ◎ : 積替え許可あり ○ : 収集運搬のみ 】

※許可証やその他詳細な取り扱い品目につきましてはご相談下さい。